

古紙の処理

リサイクルの推進のため、事業所から出る古紙は市のごみ処理施設では受け入れできません。次のいずれかの方法で処理してください。

① 廃棄物処理業者へ委託する

現在契約している廃棄物処理業者がいる場合は、その事業者へご相談ください。

② 古紙取り扱い業者へ委託する

市内には、古紙を受け入れている事業者がいくつかあります。詳しくは岡崎資源回収協同組合へお問い合わせください。

岡崎資源回収協同組合
(TEL : 0564-83-6930)

分別区分の参考

①新聞・チラシ	新聞・チラシ
②雑誌・カタログ類	週刊誌・本・パンフレット・カタログ・リーフレット
③ダンボール	ダンボール
④OA古紙	コピー用紙・コンピュータ用紙
⑤雑古紙	メモ用紙・郵便物・封筒・紙製手提げ袋・商品の空き箱
⑥シュレッダー処理紙	※紙の繊維が切断されたり、材質の違う紙が混入されたりしてリサイクルに適さない場合があります。
⑦機密書類	顧客の個人情報など、機密性の高い文書
⑧その他の紙類	裏カーボン紙・感熱紙(ファックス用紙、ワープロ用紙など) ワックス加工紙(紙コップなど) ラミネート紙・防水加工紙・写真・青焼きコピー紙

※分別等でご不明な点は、岡崎資源回収協同組合へお問い合わせください。

家電4品目、パソコンの処理

家電4品目 (テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)

家庭向けに製造されたテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは「家電リサイクル法」対象品目です。不要になった場合は、購入または買い替えをする販売元へ引取を依頼する、もしくは産業廃棄物の収集運搬許可業者に委託または自ら運搬し、指定引取場所に持ち込んでください。



パソコン

「資源有効利用促進法」に基づき、不要になった事業系パソコンは、各メーカー指定の方法でリサイクルしてください。(詳しくはメーカーにお問い合わせください。)倒産や国内撤退などによりメーカーが存在しない場合は、産業廃棄物として適正に処理してください。



食品廃棄物の処理

食品廃棄物は、排出段階において廃棄物の分類が変わります。下表を参考に、食品廃棄物を適正に処理してください。また、食品廃棄物を処理する際、「水分をよく切る」、「リサイクルを行う事業者へ委託する」など、ごみの減量及びリサイクルの促進にご協力ください。

具体的な事業所の例	排出段階	廃棄物の分類
食品の製造・加工業者 食品メーカーなど	製造段階 (食品製造)	産業廃棄物 (動植物性残さ)
食品の卸売・小売業者 スーパー、コンビニ、八百屋など	流通段階 (食品流通)	事業系一般廃棄物 (売れ残り、食品廃棄)
食品の提供を伴う事業を行う者 食堂、レストラン、旅館など	消費段階 (調理・食事)	事業系一般廃棄物 (調理くず、食べ残し)

ごみ対策課 (市役所福祉会館5階) TEL0564-23-6530
 中央クリーンセンター 〒444-3171 岡崎市板田町字西流石2番地1 TEL 0564-27-7153
 八帖クリーンセンター 〒444-0922 岡崎市八帖南町字立島2番地1 TEL 0564-22-5436

事業者の皆さんへ
ごみ減量
リサイクルに
ご協力を!

事業系ごみは 事業者の責任で 処理しましょう!

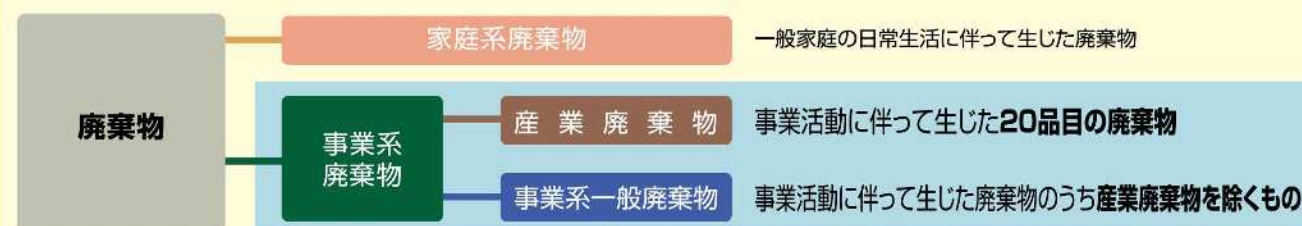
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条」では、事業者の責務を定めています。

- ①事業活動により発生したごみは、事業者自らの責任で適正に処理しなければならない。
- ②発生したごみの再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、製品や容器等がごみとなった場合において、その適正な処理が困難とならないようにしなければならない。
- ③国や地方公共団体の施策に協力しなければならない。

■事業者とは

規模の大小や営利目的の有無を問わず、公共公益事業等も含めたあらゆる事業活動を営むものが対象です。
(例) 商店・飲食店・工場・事務所・神社・寺院・旅館・学習塾・病院・薬局・理容店・大工・農家・不動産会社・福祉施設・学校・官公署など。

■廃棄物の分類 (ごみ=「廃棄物」です。)



事業系ごみは、市内のごみステーション・資源回収・拠点回収に出すことができません。

産業廃棄物の処理

産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、下表の品目と輸入された廃棄物を**産業廃棄物**といいます。

産業廃棄物の種類(20品目)	内容・具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭から、コークス灰、産業廃棄物の焼却灰、炉清掃排出物など
	汚泥	製紙スラッジ、活性汚泥(余剰汚泥)、凝集沈殿汚泥、めっき汚泥、ベントナイト汚泥など
	廃油	潤滑油、切削油、洗浄油、鉱物油、動植物油、溶剤などの廃油
	廃酸	硫酸・塩素等の無機廃酸、酢酸・クエン酸等の有機廃酸、写真定着廃液、エッチング廃液など
	廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液、写真現像廃液など
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研摩くず、切削くずなど
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものを除く)など
	鋳さい	高炉・平炉・電気炉などの残さい、不良鋳石など
がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これらに類する不要物	
ダスト類(ばいじん)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設や、汚泥・廃油・廃酸等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る)、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	木くず	建設業に係るもの(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片・おがくず、物品賃貸業に係る木くず、貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずなど
	繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る)、繊維工業(衣類その他の繊維製品製造業を除く)から生ずる木綿くず・羊毛くずなどの天然繊維くずなど
	動植物性残さ	食品品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる動物性・植物性の固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場においてとさつ・解体した獣畜、食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	家畜のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等のふん尿
	家畜の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等の死体

上記の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形化物など)

産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物は市のごみ処理施設では受け入れできません。
 自社または産業廃棄物処理事業者に委託し、適正に処理してください。
 なお、産業廃棄物の処理・委託については、**愛知県産業資源循環協会 (TEL : 052-332-0346)**へお問い合わせください。

産業廃棄物の例

- 理美容店、旅館で発生する「シャンプーボトル」⇒ 廃プラスチック類
 - 建物解体(建設業)で発生する「コンクリート」⇒ がれき類
 - 印刷物製本・加工会社から出るOA紙及び紙くず⇒ 紙くず
- この他、毒性や感染性等を有する廃棄物に「特別管理産業廃棄物」があります。**

事業系一般廃棄物の処理

事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないものを**事業系一般廃棄物**といい、生ごみ、刈草・剪定枝、汚れた古紙(リサイクルできないもの)などがあります。
 なお、リサイクル可能な古紙は、市のごみ処理施設では受け入れできません。(次ページ参照)

事業系一般廃棄物の処理方法

産業廃棄物とは異なり、市のごみ処理施設で受け入れています。
 事業者自らが市の定める基準に従って、適正な分別・保管をしたうえで、次のいずれかの方法で処理してください。
 ※岡崎市域以外で発生した事業系一般廃棄物は受け入れできません。
 ※事業系一般廃棄物を岡崎市域外で処理する際は市町村間の協議が必要です。ごみ対策課まで事前にお問い合わせください。

① 市の収集運搬業許可業者へ委託する

ごみの収集・運搬を委託する際には、岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託してください。
 一般廃棄物収集運搬業許可業者の一覧は、本市のホームページに掲載しています。



市ホームページ

② 自ら市のごみ処理施設へ搬入する

以下のごみ処理施設へ自ら搬入してください。
 ※施設能力により持込量や大きさを制限している品目がありますので、各施設へ事前にお問い合わせください。

市のごみ処理施設

中央クリーンセンター TEL 0564-27-7153

〒444-3171 岡崎市板田町字西流石2番地1

受付時間 月～金(祝日含む) 8:30～16:00
 土曜日(祝日含む) 8:30～11:30 ※ただし、年末年始を除く

八帖クリーンセンター TEL 0564-22-5436

〒444-0922 岡崎市八帖南町字立島2番地1

受付時間 中央クリーンセンターと同じ

リサイクルプラザ TEL 0564-22-1153

〒444-0002 岡崎市高隆寺町字阿世保5番地

受付時間 月～金(祝日含む) 8:30～16:00



事業系一般廃棄物のごみ処理手数料

200円 / 10kg

上記のいずれの施設へ搬入する場合でも、ごみ処理手数料が発生します。

ごみ袋の使用

事業系一般廃棄物は、**透明袋**または**半透明袋**に入れて排出してください。
 ただし、コンテナ等による回収の場合や、リサイクルの目的で市のごみ処理施設に搬入しない場合はこの限りではありません。
 また、市が指定するごみ袋はありませんので、市販されている青色透明袋または青色半透明袋を使用してください。